

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金交付要綱

平成30年7月9日

告示第168号

改正 平成31年4月22日告示第132号

改正 令和2年10月20日告示第257号

改正 令和3年3月19日告示第67号

改正 令和5年3月30日告示第79号

改正 令和6年3月28日告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅改修工事を行う子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減及び三世代同居又は三世代近居による世代間支援の促進を図るため、予算の範囲内において、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、妊娠中の胎児も含める。
- (2) 親権者等 親権者又は当該親権者とともに南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和6年南丹市告示第31号)第7条第1項の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者をいう。
- (3) 多子世帯 3人以上の子どもが属する世帯をいう。
- (4) 三世代 子ども、その父母及び祖父母（親権者等の父母をいい、曾祖父母である場合を含む。以下「祖父母等」という。）をいう。ただし、父又は母、祖父又は祖母（曾祖父又は曾祖母）いずれか一方の場合も含む。
- (5) 三世代同居 補助金を申請する年度において、子ども、その父母又は祖父母等が住所変更（住民票に記載されている住所の変更をいう。以下「住所変更」という。）を行い、三世代が新たに同一の住宅に居住することをいう。
- (6) 三世代近居 補助金を申請する年度において、子ども、その父母又は祖父母等が住所変更を行い、子どもとその父母、祖父母等が新たにそれぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住することをいう。
- (7) 年収 税金や社会保険料を含めた前年（申請が1月から6月までの間にあると

きは、前々年)の収入総額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、多子世帯又は三世代同居若しくは三世代近居の世帯(以下「対象世帯」という。)に属する子どもの親権者等であって、南丹市内に建築された対象世帯の構成員又は3親等以内の親族が所有する住宅の改修工事を契約する者とする。

2 対象者の属する対象世帯は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 対象世帯の構成員全員が、市税及び府税の滞納をしていないこと。
- (2) 住宅改修工事の契約をした子どもの親権者等の年収の合算額が750万円未満の者であること。
- (3) 補助金を申請する年度において、対象世帯の構成員全員が南丹市内に住所を有すること。
- (4) 対象世帯の構成員は、自治会活動等に積極的に参加すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のすべてに該当する工事に要する経費とする。

- (1) 対象者が自ら居住するための住宅の改修工事で、多子世帯が居住又は三世代同居若しくは三世代近居のために必要と認められる工事とする。ただし、外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置等は補助金の交付対象としない。
- (2) 前号に掲げる経費が10万円以上であること。
- (3) 交付決定の日の属する年度の3月15日までに完了する工事であること。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条に規定する措置が命じられていない建築物の工事であること。
- (5) 他の制度の補助金等の対象となる工事でないこと。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、100万円を限度額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、南丹市子育て応援住宅支援事業(以下「事業」という。)に着手する前に、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市子育て応援住宅支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費総額の2割を超える増減がないもの及び補助金の増額がないもので、かつ、軽微な変更であるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を南丹市子育て応援住宅支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第9条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、南丹市子育て応援住宅支援事業指令前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、南丹市子育て応援住宅支援事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の額を確定し、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が定める日までに、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第7条の規定による交付決定を受けた補助金の全部又は一部について、前項の規定による補助金請求書の提出により、概算払を請求することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の制限)

第13条 補助金の交付回数は、対象世帯につき1回限りとする。ただし、子どもが父母となつて行う申請については、この限りでない。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。

- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他市長が適当でないとしたとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月22日告示第132号）

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月20日告示第257号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第67号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第79号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第113号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金交付申請書

南丹市長

様

申請者【太枠内に記入】

住所	〒 _____
氏名	_____ (※) (※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください
電話番号	_____

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

【該当する世帯区分にチェック(☑)、その他必要事項を記入／関係書類を添付】

世帯区分	<input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> 三世代同居世帯 <input type="checkbox"/> 三世代近居世帯
工事内容	
対象工事費	_____ 円
補助金額	_____ 円 (工事費×1/2、上限100万円、千円未満切捨)
工事期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)
関係書類	<input type="checkbox"/> 対象世帯全員の住民票の写し (本市に住所を有さない場合、転入後、年度内に提出) <input type="checkbox"/> 出産予定の子どもがいる場合は、母子健康手帳の写し <input type="checkbox"/> 三世代であることが分かる戸籍全部事項証明書等 (三世代同居で世帯が別又は近居の場合) <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証の写し (パートナーシップ宣誓をした世帯の場合) <input type="checkbox"/> 南丹市税の納税証明書 (別紙1/証明を受けたもの) ※1世帯に1通必要 <input type="checkbox"/> (事業収入のない方) 子どもの親権者等 (全員) の課税証明書 <input type="checkbox"/> (事業収入のある方) 子どもの親権者等 (全員) の事業収入が分かる書類 (受付印のある直近1期分の確定申告書の写しなど) <input type="checkbox"/> 京都府税納税証明書 (府税に滞納がないことの証明) <input type="checkbox"/> 確約書 (別紙2) <input type="checkbox"/> 工事費の見積書の写し (業者発行のもの) <input type="checkbox"/> 工事の概要が分かる書類 (平面図・立面図など)

別紙 1

年 月 日

南丹市税の納税証明願

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金の申請のため、下記の世帯の市税の滞納がないことを証明願います。

記

世帯主氏名	
住 所	
生年月日	年 月 日生

※この証明手続きは、南丹市役所 課で行ってください。証明手数料 300 円が必要です。

※窓口に来られる方の本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参ください。

※本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合は、委任状（任意様式可）が必要です。

年 月 日

南丹市税の納税証明書

上記証明願いについて、年 月 日時点において、市税の滞納がないことを証明します。

南丹市長 印

委任状（本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合のみ）

私は、下記の者を代理人として、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

代理人【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

委任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	印
生年月日	年 月 日生

確約書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金を申請するにあたり、下記の事項を確約します。

なお、確約事項に反した場合、南丹市子育て応援住宅支援事業補助金に関する交付決定の取り消し処分及び補助金の返還命令に応じます。

(確約事項)

1. 居住する地域の地縁組織(行政区・自治会・振興会など)に加入します。
2. 地縁組織が定める会費(区費・自治会費・振興会費など)を納入します。
3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加します。
4. 地縁組織の役員から面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めます。
5. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理してください。 2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管してください。 3. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 関係法令等に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。 4. 市長は、3の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。
	<input type="checkbox"/> 不交付 (不交付の理由)

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金変更承認申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 —
氏 名	(※) <small>(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください</small>
電話番号	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

【該当する世帯区分にチェック(☑)、その他必要事項を記入／関係書類を添付】

変更内容及び理由		
変更後	世帯区分	<input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> 三世代同居世帯 <input type="checkbox"/> 三世代近居世帯
	対象工事費	円
	補助金額	円（工事費×1/2、上限100万円、千円未満切捨）
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日（予定）
	関係書類	<input type="checkbox"/> 工事費の見積書の写し（業者が発行したもの） <input type="checkbox"/> 工事の概要が分かる書類（平面図・立面図など）

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 承認 変更後の補助金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理してください。 2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管してください。 3. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 関係法令等に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。 4. 市長は、3の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。
	<input type="checkbox"/> 不承認 (不承認の理由)

年 月 日

南丹市子育て応援住宅支援事業指令前着手届

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	(※) (※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください
電話番号	

年 月 日付けで申請した事業について、補助金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

【必要事項を記入】

指令前着手が必要な理由	
工事期間	年 月 日～ 年 月 日（予定）

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

南丹市子育て応援住宅支援事業実績報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	(※) <small>(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください</small>
電話番号	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

【該当する世帯区分にチェック(☑)、その他必要事項を記入／関係書類を添付】

世帯区分	<input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> 三世帯同居世帯 <input type="checkbox"/> 三世帯近居世帯
対象工事費	円
補助金額	円（工事費×1/2、上限100万円、千円未満切捨）
工事期間	年 月 日～ 年 月 日
関係書類	<input type="checkbox"/> 工事費の内訳がわかる請求書・領収書の写し（業者発行のもの） <input type="checkbox"/> 工事前後の状況がわかる写真（前後で同箇所撮影／複数箇所分）

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

	補助金確定額 円
確定内容	(交付要件)
	<ol style="list-style-type: none">申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理してください。申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管してください。市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。<ol style="list-style-type: none">補助金を他の用途に使用したとき。関係法令等に違反したとき。偽りその他不正行為があったとき。その他市長が適当でないと認めたとき。市長は、3の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。

南丹市子育て応援住宅支援事業補助金請求書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／該当する請求種別にチェック(☑)を記入】

住 所	〒 —
氏 名	⑧
電話番号	
生年月日	年 月 日生
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

下記のとおり補助金を請求します。

【該当する口座種別にチェック(☑)を記入／その他必要事項を記入】

補助金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	